

## ■本資料のご利用にあたって(詳細は「利用条件」をご覧ください)

本資料には、著作権の制限に応じて次のようなマークを付しています。  
本資料をご利用する際には、その定めるところに従ってください。

\* : 著作権が第三者に帰属する著作物であり、利用にあたっては、この第三者より直接承諾を得る必要があります。

CC : 著作権が第三者に帰属する第三者の著作物であるが、クリエイティブ・コモンズのライセンスのもとで利用できます。

Ⓒ : パブリックドメインであり、著作権の制限なく利用できます。

なし : 上記のマークが付されていない場合は、著作権が東京大学及び東京大学の教員等に帰属します。無償で、非営利的かつ教育的な目的に限って、次の形で利用することを許諾します。

- I 複製及び複製物の頒布、譲渡、貸与
- II 上映
- III インターネット配信等の公衆送信
- IV 翻訳、編集、その他の変更
- V 本資料をもとに作成された二次的著作物についての I から IV

ご利用にあたっては、次のどちらかのクレジットを明記してください。

東京大学 Todai OCW 学術俯瞰講義  
Copyright 2013, 高橋哲哉

The University of Tokyo / Todai OCW The Global Focus on Knowledge Lecture Series  
Copyright 2013, Tetsuya Takahashi

①

## 死刑廃止に関わる国際条約

### 国連死刑廃止条約（死刑の廃止を目指す、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書）（自由権規約第2選択議定書）

1989年12月15日 採択 1991年7月11日 発効

この議定書の締約国は、死刑の廃止が人間の尊厳の高揚と人権の漸進的な発展とに寄与することを信じ、1948年12月10日に採択された世界人権宣言の3条と、1966年12月16日に採択された市民的及び政治的権利に関する国際規約の6条とを想起し、市民的及び政治的権利に関する国際規約の6条が、死刑を廃止することの望ましさを強く示唆する形でその廃止に言及していることに留意し、死刑廃止のあらゆる措置が、生命に対する権利の享有において進歩とみなされるべきであることを確信し、ここに、死刑を廃止するための国際的公約を行うことを望んで、次のとおり協定した。

#### 第1条 [死刑の廃止]

1. この議定書の締約国の管轄内にある者は誰も、死刑を執行されることはない。
2. 各締約国は、自国の管轄内において死刑を廃止するために必要なあらゆる措置をとる。

#### 第2条 [留保]

1. 批准または加入の時に行われる留保で、戦時になされた軍事的性質の極めて重大な犯罪に対する有罪判決に従って、戦争中に死刑を適用することを定めるものを除いて、この議定書に対しては、いかなる留保も認められない。（以下、略）

### 世界人権宣言

1948年12月10日 採択

#### 第3条 [生命、自由、身体の安全]

すべての人は、生命、自由及び身体の安全についての権利を有する。

### ヨーロッパ人権条約

1950年11月4日 署名 1953年9月3日 発効

#### 第2条 [生命に対する権利]

1. すべての者の生命に対する権利は、法律によって保護される。何人も、故意にその生命を奪われぬ。ただし、法律で死刑を定める犯罪について有罪の判決の後に裁判所の刑の言い渡しを執行する場合は、この限りでない。（以下、略）

### 自由権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）

1966年12月16日 採択 1976年3月23日 発効 1979年9月11日 日本・発効

#### 第6条 [生命に関する権利と死刑]

1. すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護さ

れる。何人も、恣意的にその生命を奪われぬ。

2. 死刑を廃止していない国においては、死刑は、犯罪が行われた時に効力を有しており、かつ、この規約の規定及び集団殺害犯罪防止及び処罰に関する条約の規定に抵触しない法律により、最も重大な犯罪についてのみ科することができる。

（中略）

5. 死刑は、18歳未満の者が行った犯罪について科してはならず、また、妊娠中の女子に対して科してはならない。
6. この条のいかなる規定も、この規約の締約国により死刑の廃止を遅らせまたは妨げるために援用されてはならない。（以下、略）

### ヨーロッパ死刑廃止条約（ヨーロッパ人権条約第6議定書）

1983年4月28日 署名 1985年3月1日 発効

第1条 [死刑の廃止] 死刑は廃止される。いかなる人も死刑を宣告され、または死刑を執行されることはない。

#### 第2条 [戦時の死刑許容]

国は、戦時または急迫した戦争の脅威がある時になされた行為について、自国の法律に死刑の規定を置くことができる。（以下、略）

### 米州死刑廃止条約（米州人権条約議定書）

1990年6月8日 承認

この議定書の締約国は、人権に関する米州条約の4条が、生命に対する権利を認め、死刑の適用を制限していること、あらゆる人がその生命の尊重に対する譲り渡すことのできない権利を有し、この権利はいかなる理由によっても停止されることができないものであること、米州諸国間における傾向が死刑の廃止を支持するものであること、死刑の適用が取り返しのつかない結果をもたらす、司法上の過誤の是正の機会を閉ざし、また有罪判決を受けた者の改悔や復帰の可能性を閉ざしてしまうこと、（中略）…を考慮して、死刑を廃止するための人権に関する米州条約に対する以下の議定書に署名することに合意した。

#### 第1条 [死刑の廃止]

この議定書の締約国は、自国の管轄に服する何人に対しても、死刑を適用しない。

#### 第2条 [留保]

この議定書には、いかなる留保も付することができない。しかしながら、この文書の締約国は、批准または加入の時に、軍事的性質を有する極度に重大な犯罪に対しては、国際法に従い、戦時に死刑を適用する権利を自国が留保することを、宣言することができる。

（以下、略）

小寺初世子（1992）「国際的死刑廃止時代の到来—条約紹介」『鹿児島大学法学論集』第27巻第2号、215-249、各資料より引用。  
国連死刑廃止条約：pp.237-238 資料1、世界人権宣言：pp.248-249 資料7、ヨーロッパ人権条約：p.248 資料6、自由権規約：p.246 資料4、ヨーロッパ死刑廃止条約：p.241 資料2、米州死刑廃止条約：pp.244-245 資料3

日本国憲法

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 31 条 何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰は科せられない。

第 36 条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

最高裁判所大法廷判決 1948年3月12日

生命は尊貴である。一人の生命は、全地球よりも重い。死刑は、まさにあらゆる刑罰のうちで最も冷厳な刑罰であり、またまことにやむを得ざるに出ずる窮極の刑罰である。それは言うまでもなく、尊厳な人間存在の根元である生命そのものを永遠に奪い去るものだからである。現代国家は一般に、統治権の作用として刑罰権を行使するにあたり、刑罰の種類として死刑を認めるかどうか、いかなる罪質に対して死刑を科するか、またいかなる方法手続をもって死刑を執行するかを法定している。(中略)

そこで新憲法は一般的概括的に死刑そのものの存否についていかなる態度をとっているのであるか。弁護人の主張するように、果して刑法死刑の規定は、憲法違反として効力を有しないものであろうか。まず、憲法第十三条においては、すべて国民は個人として尊重せられ、生命に対する国民の権利については、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする旨を規定している。しかし、同時に同条においては、公共の福祉に反しない限りという厳格な枠をはめているから、もし公共の福祉という基本的原則に反する場合には、生命に対する国民の権利といえども立法上制限乃至剥奪されることを当然予想しているものといわねばならぬ。そしてさらに、憲法第三十一条によれば、国民個人の生命の尊貴といえども、法律の定める適理の手続によって、これを奪う刑罰を科せられることが、明かに定められている。すなわち憲法は、現代多数の文化国家におけると同様に、刑罰として死刑の存置を想定し、これを是認したものと解すべきである。言葉をかえれば、死刑の威嚇力によって一般予防をなし、死刑の執行によつて特殊な社会悪の根元を絶ち、これをもつて社会を防衛せんとしたものであり、また個体に対する人道観の上に全体に対する人道観を優位せしめ、結局社会公共の福祉のために死刑制度の存続の必要性を承認したものと解せられるのである。弁護人は、憲法第三十六条が残虐な刑罰を絶対に禁ずる旨を定めているのを根拠として、刑法死刑の規定は憲法違反だと主張するのである。しかし死刑は、冒頭にも述べたようにまさに窮極の刑罰であり、また冷厳な刑罰ではあるが、刑罰としての死刑そのものが、一般に直ちに同条にいわゆる残虐な刑罰に該当するとは考えられない。ただ死刑といえども、他の刑罰の場合におけると同様に、その執行の方法等がその時代と

環境とにおいて人道上の見地から一般に残虐性を有するものと認められる場合には、勿論これを残虐な刑罰といわねばならぬから、将来若し死刑について火あぶり、はりつけ、さらし首、釜ゆでの刑のごとき残虐な執行方法を定める法律が制定されたとするならば、その法律こそは、まさに憲法第三十六条に違反するものというべきである。前述のごとくであるから、死刑そのものをもつて残虐な刑罰と解し、刑法死刑の規定を憲法違反とする弁護人の論旨は、理由なきものといわねばならぬ。(以下、略)

アメリカ合衆国憲法

修正第 8 条 (1791 年)

過大な保釈金は要求されてはならず、過重な罰金が科されてはならない。また、残虐で異常な刑罰 (cruel and unusual punishment) は科されてはならない

1972年 連邦最高裁判所 電気椅子、ガス室等が「残虐で異常な刑罰」に当たるとして、死刑執行の違憲判決 → 死刑執行停止へ

致死性注射 (lethal injection)

1976年 合憲判決 → 死刑執行再開へ

注射刑 (17州)	電気イス刑 (14州)	ガス殺刑 (7州)	絞首刑 (4州)	銃殺刑 (2州)	死刑廃止 (14州)
アーカンソー	アラバマ	アリゾナ	デラウェア	アイダホ	マサチューセッツ
ネバダ	インディアナ	メリーランド	ニューハンプシャー	ユタ	ロードアイランド
サウスダコタ	ペンシルベニア	ミズーリ	モンタナ		ウエストバージニア
デラウェア	アーカンソー	カリフォルニア	ワシントン		ミシガン
テキサス	ケンタッキー	ミシシッピー			メイン
アイダホ	サウスカロライナ	ノースカロライナ			ウィスコンシン
ニューメキシコ	コネチカット	コロラド			ミネソタ
ユタ	ルイジアナ				アイオワ
イリノイ	テネシー				ノースダコタ
ノースカロライナ	フロリダ				カンザス
ワシントン	ネブラスカ				ハワイ
ミシシッピー	バージニア				アラスカ
オクラホマ	ジョージア				バーモント
ワイオミング	オハイオ				コロンビア
モンタナ					
オレゴン					
ニューヨーク					